

生駒市条例第9号

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

生駒市長 山下 真

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成12年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「50万円」を「51万円」に改め、同条第3項ただし書中「13万円」を「14万円」に改め、同条第4項ただし書中「10万円」を「12万円」に改める。

第14条第1項中「第8期 2月15日から同月末日まで」を「第8期 2月15日から同月末日まで」を「第8期 2月15日から同月末日まで」を「第9期 3月15日から同月末日まで」に改める。
「第9期 3月15日から同月31日まで」

第23条中「50万円」を「51万円」に、「13万円」を「14万円」に、「10万円」を「12万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市国民健康保険税条例の規定は、平成24年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成23年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。